

# 地方分権改革シンポジウム

～私たちの声で国の仕組みが変わる「提案募集方式」～

## 議事録

内閣府地方分権改革推進室

地方分権改革シンポジウム  
～私たちの声で国の仕組みが変わる「提案募集方式」～  
議事次第

日 時：令和3年3月22日（月） オンライン開催

1. 主催者挨拶  
坂本 哲志 内閣府特命担当大臣（地方創生）

2. 地方分権改革推進アワード表彰

3. パネルディスカッション  
「提案募集方式」の成果と更なる活用

<パネリスト>

金井 伸樹 長野県企画振興部総合政策課長  
池田 晃一 砥部町保険健康課長  
畠田 千鶴 一般財団法人地域活性化センター メディアマーケティングマネージャー  
元吉 由紀子 株式会社スコラ・コンサルト行政経営デザイナー  
NPO法人自治体改善マネジメント研究会 代表理事

<コーディネーター>

高橋 滋 法政大学法学部教授  
地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会長

## ○司会

ただいまより「地方分権改革シンポジウム～私たちの声で国の仕組みが変わる『提案募集方式』～」を開催いたします。本シンポジウムは、内閣府の主催で開催いたします。

私は進行役を務めさせていただきます藤井祥子と申します。

開会に先立ちまして、主催者を代表し、坂本哲志内閣府地方創生担当大臣よりご挨拶申し上げます。

## ■主催者挨拶

内閣府特命担当大臣（地方創生）

坂本 哲志

内閣府地方創生担当大臣の坂本哲志です。地方分権改革シンポジウムの開催に当たり、主催者として一言ご挨拶申し上げます。

地方分権改革シンポジウムは平成 26 年に地方の「発意」を重視して導入した「提案募集方式」の推進と併せ、これまでの分権改革の成果を広く国民の皆様に実感していただくために毎年開催しており、今回で 6 回目を迎えます。

今年は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、事前に撮影した動画を視聴いただく形にしました。

提案募集方式を過去 7 年実施してきた中で、地方に対する規制緩和や事務・権限の移譲について、合計 578 団体から 2,700 件を超える提案をいただきました。そのうち関係府省と調整を行った案件の多くが実現するなど、着実に成果を挙げています。

地方分権改革は、「個性を生かし自立した地域をつくる」という大きな目標のもとに、国、都道府県、市区町村、住民が、それぞれ主体的に関わることが求められています。

とりわけ住民の皆様にとっては、住民サービスの向上など生活に身近な成果を具体的に実感いただくことで、地域課題の解決と地方分権改革との関わりに気づき、住民の皆様ご自身がさらなる改革の大きな推進力となることが期待されています。

こうした問題意識に立って、パネルディスカッションでは『提案募集方式』の成果と更なる活用」と題し、地方公共団体や民間など様々な立場から、地域に密着した課題や取組、今後の方向性などについて、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会長でもある高橋滋コーディネーターのもと、4 人のパネリストの皆様にご討議いただく予定です。

このシンポジウムを契機として、国民の皆様が地方分権への関心を深めていただき、また、提案募集方式を通じて地方公共団体がさらに地方分権の取り組みを深めていただくことを強く願います。

それでは、どうぞよろしく申し上げます。

## ■地方分権改革推進アワード表彰

### ○司会

続きまして、地方分権改革推進アワードの表彰に移ります。

この表彰は、地方分権改革を実効性のあるものとするために実施している提案募集方式の活用をより一層進めるため、「提案実現により期待される効果」及び「提案に至るまでの取組」の観点から他の団体の模範となる提案を行った団体を表彰し、もって地方の発意に基づいた地方分権改革の推進に資することを目的として実施するものです。

この表彰は令和2年度が第1回目となります。ここでアワードに選ばれた3団体の提案と選定理由をご紹介します。

まずは、愛媛県の砥部町です。

提案は、「国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化に関する提案」です。

これまで、国民健康保険の高額療養費を申請する際、70歳未満の被保険者は月毎に市区町村に申請しなければなりませんでした。

提案の実現により、市区町村が条例等で別段の定めをすることで、70歳未満の被保険者の申請手続を簡素化し、月毎の申請を不要にすることが可能となることは、市区町村の裁量の拡大に寄与するものであること。

また、被保険者の利便性の向上や市区町村の業務の合理化にも寄与することが期待されるなど、提案の実現により期待される効果が極めて高いこと。さらに、本提案は、日々の業務で住民の要望や不満の声をよく把握しそれらを踏まえて提案されたものであること。

以上が主な選定理由です。

次に、千葉県です。

提案は、「都道府県が管理する国有農地の貸付け等に係る下限面積要件の廃止に関する提案」です。

これまで、法定受託事務として都道府県が管理する国有農地を農業利用目的で貸付け等を行う場合には、原則として経営する農地面積が50アール以上になる者に対して行う必要がありました。

提案の実現により、経営する農地面積に関わらず耕作に意欲がある者に対しての貸付け又は売払いが可能となり、都道府県の裁量が拡大されるとともに、都道府県が管理する全国の国有農地の管理業務の負担軽減や早期処分の促進が期待されるなど、提案の実現により期待される効果が極めて高いこと。

また、本提案は、日々の業務で住民の要望や不満の声をよく把握し、それらを踏まえて提案されたものであること。

以上が主な選定理由です。

次に長野県です。

提案は「豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とする見直しに関する提案」です。

これまで豚熱のワクチン接種を実施できる者は都道府県職員である家畜防疫員に限定されていたため、民間獣医師をパートタイムの家畜防疫員として任用し対応しておりましたが、それまで人員を十分確保することができず、継続してワクチン接種を実施することが困難となっておりました。

提案の実現により、家畜防疫員に加え、一定の要件を満たす民間獣医師によるワクチン接種の実施が可能となることで、継続的なワクチン接種の体制の整備がなされ、地域産業を支える養豚業者の事業継続確保に繋がることが期待されるなど、提案実現により期待される効果が極めて高いこと。

また、本提案は、他の地方公共団体と積極的に共同提案を行い複数地域にまたがる支障であることを示すとともに、具体的な支障のデータを示すなど提案に説得力を持たせるための取組に尽力していること。

以上が主な選定理由です。

それでは、内閣府地方分権改革推進室長 宮地俊明よりアワードの授与を行います。まずは砥部町長 佐川秀紀様お願いいたします。

#### ○宮地室長

地方分権改革推進アワード、砥部町殿。「国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化に関する提案」、貴殿は提案募集方式を活用し、地方の発意に基づく地方分権改革の推進に寄与され、その功績は顕著であり他の模範となるものであります。よってここに表彰します。令和3年3月22日 内閣府地方分権改革推進室長 宮地俊明。

おめでとうございます。

#### ○砥部町 佐川町長

ありがとうございます。ただいまご紹介いただきました愛媛県砥部町長の佐川秀紀でございます。この度は内閣府より記念すべき第1回地方分権改革推進アワードにお選びいただきありがとうございます。

今回提案させていただきました内容については、住民の利便性の向上、また、業務の効率化につながるということで、本町が目指す住民主役の町づくりを推進するうえでこのような評価をいただいたことを大変うれしく思っております。今後についても地方分権改革の推進に積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご支援ご協力をよろしくお願

いたします。本日は誠にありがとうございました。

○司会

続いて、千葉県農林水産部長 穴澤幸男様お願いいたします。

○宮地室長

地方分権推進アワード、千葉県殿。

「都道府県が管理する国有農地の貸付け等に係る下限面積要件の廃止に関する提案」、以下同文でございます。

おめでとうございます。

○千葉県 穴澤農林水産部長

千葉県農林水産部長の穴澤でございます。この度は本県の提案を評価いただき、また栄誉ある表彰にあずかり、深く御礼申し上げます。本県をはじめ全国的に戦後の自作農創設のため国が買収した農地や旧軍用地等の開拓財産といった農林水産省名義の国有農地が今も多く残されています。

県では管理を国より受託し早期処分を進めておりますが、農地利用に関する下限面積要件が厳しく、農耕借受者からの購入希望にお応えできない状況でした。今回の提案により要件が緩和されることで、国有農地の売却が進み有効活用が図られるものであると期待しているところであり、千葉県としても売払いなどに積極的に取り組んでまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○司会

続いて、長野県農政部長 伊藤洋人様お願いいたします。

○宮地室長

地方分権改革推進アワード、長野県殿。

「豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とする見直しに関する提案」、以下同文でございます。

おめでとうございます。

○長野県 伊藤農政部長

長野県農政部長の伊藤洋人でございます。ただいま名誉ある賞をいただきありがとうございます。

豚熱のワクチン接種につきましては、国内豚熱対策において大変重要なものでございまして、効率的に取り組んでいくためにはこの制度の改正が必要であると考えていたところ

でございます。本県の他、共有の課題を持つ6県により共同提案をさせていただいたところですが、内閣府地方分権改革推進室の皆様ならびに農林水産省消費安全局動物衛生課の皆様からご尽力を賜り、制度が改正されることを改めて感謝を申し上げます。今後はこの新たな制度を活用いたしまして関係県とも連携して豚熱の発生防止に万全を期してまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

#### ○司会

これをもちまして地方分権改革推進アワード表彰を終了いたします。

#### ■パネルディスカッション

「提案募集方式」の成果と更なる活用

##### <パネリスト>

金井 伸樹 長野県企画振興部総合政策課長  
池田 晃一 砥部町保険健康課長  
畠田 千鶴 一般財団法人地域活性化センター メディアマーケティングマネージャー  
元吉 由紀子 株式会社スコラ・コンサルト行政経営デザイナー  
NPO法人自治体改善マネジメント研究会 代表理事

##### <コーディネーター>

高橋 滋 法政大学法学部教授  
地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会長

#### ○司会

パネルディスカッションに移ります。パネルディスカッションの進行は、コーディネーターの高橋滋 法政大学教授にお願いします。高橋先生は、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会長でもいらっしゃいます。それでは高橋先生、お願いいたします。

#### ○高橋氏

只今ご紹介いただきました、法政大学教授の高橋でございます。地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会で部会長を務めており、地方自治体等から提案募集方式で提案のあった個別案件について、関係各府省に検討をお願いし少しでも多く実現するようにとりまとめを行っております。本日は「提案募集方式」の成果と更なる活用という議題で、各界でご活躍されております有識者の皆様及び行政機関の担当者をパネリストとしてお招きし、議論をしていきたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いいたします。

まずは、冒頭発表ということで、私から2月24日に開催されました有識者会議のご報告と提案募集方式の意義、いままで取り組んできた事例について簡単にご説明させていた

できます。

では、ここからは私の報告資料を手元にご用意いただき、該当部分を参照いただきながら報告をさせていただきます。

まずは1ページをご覧ください。私の報告は、概要、3つの部分に分かれており、まず1つ目として、昨年の12月に閣議決定されました令和2年の地方からの提案に関する対応方針の閣議決定をお示しし、「提案募集方式」を軸とする近時の地方分権改革の成果をお示しします。

3ページです。令和2年においても、地方からの提案を受け地方公共団体への事務・権限の委譲、義務付け枠づけの見直しを行ってまいりました。その結果、例年通り、通常国会に地方分権一括法が提案されております。本年においては、地方公共団体が国や他の地方公共団体を行う行政手続について、地方分権の観点から、書面・押印・対面の仕組みが重点的に見直されました。

次に4ページです。これまでの提案募集方式を軸とする地方分権改革の成果のまとめがございます。先ほどの大臣のご挨拶にもありましたように、特に件数の多かった初年度を別としても各年度200件前後の提案をいただき、高い割合で実現にこぎつけて参りました。とりわけて令和2年は、関係者の方々が新型コロナウイルスの蔓延への対処に忙殺される中でかなりのご提案を頂戴しまして、90%を超える実現率を達成することができました。

5ページには令和2年の主な成果のご紹介があります。時間の関係上スライドを確認いただくに留めることにさせていただきますが、この場を借りて関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

6ページです。報告の2番目として地方分権改革有識者会議と提案募集検討専門部会の合同会議で策定されました、地方分権改革の方向性を題材としてお話をしていきます。このとりまとめを題材として、7年にわたる提案募集方式を軸とした地方分権改革の成果に関する分析の結果と今後の作業の方向性についてお話したいと思います。

7ページにありますように、提案募集方式による取り組みは地方の皆様にも高く評価いただくことができました。この取り組みを通じて地方の自主性・自立性が高まり、個性豊かな地域づくり、住民サービスの向上が図られた点をご評価いただいたものと考えます。

9ページ以下に各分野における作業の成果が示されています。例えば9ページある福祉分野での基準の見直し、権限移譲の例は特筆に値します。また10ページの衛生分野では水道事業に関する制度の見直しはインフラ対策に資するものであり、また、地方創生に資する旅館業法の規制が見直されました。11ページにあるハローワークの地方移管も重要な成果でございます。また産業振興分野では、自治体を飛び越して国が地域に直接補助金を投入してきたことに対して都道府県の関与を強化することができました。近時重要性が高まっている防災の分野、地域公共交通の分野においても12ページに記載があるように、



援護資金の交付の仕組み、救急隊の編成基準の緩和がされ、また、コミュニティバスの運行制度の見直し、乗用タクシーの貨客混載に対する規制緩和が行われました。また、13ページにある農地転用強化に関する権限移譲も地域からの提案を梃子にし、積年の課題を解決したものとして、特筆されるべきものと思います。

以上、特に私の記憶に残っている成果を紹介いたしました。このような成果を踏まえ17ページ以降に記載されています話題に移りたいと思います。

このように特筆すべき成果を数多くあげることのできた背景には、日本社会の急激な変化に国の法令等が追いついていないという現実がありました。17ページに記載のある地域における人材の不足に国の法令が対応できていない現実がございます。例えば、共働き世帯の増加は放課後児童クラブへの需要を国の予想以上に増加させました。しかし、国の法令の縛りは地域の需要に応じて先進的にクラブを充実させてきた地方の取組を逆に縛り付けるものとなっております。マーカーは引いておりませんが、人口減少を見据えたインフラの維持、既存のストックの有効活用の観点から国の法令運用の見直しは急務でございます。さらには、急速に発展してきたICT技術を用いた行政の効率化は地域にとっての至上课題となっております。

そして、このような社会情勢の変化を踏まえた作業の重要性への認識、このような分析を踏まえての、提案募集方式の今後の方向性について18ページに記載がございます。

まず、提案市町村の数を増やすことが考えられていると思いますが、提案のすそ野を拡大することが提案されています。そして、提案の熟度を向上させることです。ここでは事前相談の充実等が考えられております。

次は、地域の住民を巻き込んだ形の提案がされることを皆さんに努力いただくことです。この点は、本日の主要なテーマと考えます。

3番目は個々の制度の改善になりがちな提案募集について横ぐしを通し、共通の課題のある制度や共通の改善点のある制度の改善にもつなげていくことです。

では、3番目の柱として30ページ以降の資料に話題を転換します。

本日の話の最後は、令和3年の作業についてです。31ページをご覧ください。以上の地方分権改革の今後の方向性における分析、そして、これを踏まえた令和2年の提案募集の成果を踏まえまして、令和3年については以下の対応方針が採用されました。

まずは、例年通りの方針、すなわち地方公共団体への事務権限の委譲及び地方に関する規制緩和に係る提案を受け付けしっかりと対応をさせていただきます。そして、令和2年に引き続き、「重点募集テーマ」を設けて、重点的に提案を受け付けることとさせていただいております。本年度の重点テーマは計画策定等における地方公共団体における負担軽減です。これまでも、計画策定における義務付け枠づけの廃止・縮減には取り組んでまいりましたが、計画策定を努力規定にとどめる場合に関しては、廃止・縮減の対象とはなっていない事柄があり、様々な手段を通じ過度に詳細で策定の手続も非常に負担の大きい計画策定へと、地方公共団体を誘導する仕組みが増えて参りました。このような計画策

定の縛りが各分野の課題を踏まえつつも地域の実情に応じて地方公共団体が総合的・戦略的に施策を展開することを阻害する、大きな障害となっております。よって、今年度はこの課題にチャレンジしていきたいと考えております。ぜひ皆様の積極的な提案をお待ちしております。以上で報告を終了します。

続きまして、パネリストの皆様から自己紹介を兼ねて冒頭の発表を行っていただきます。

まず最初は、金井伸樹 長野県企画振興部総合政策課長です。長野県は「豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とする見直しに関する提案」で、地方分権改革推進アワードを授与されたわけです。そこで、提案募集方式の取組事例の紹介を兼ねまして、表彰を受けられた「豚熱ワクチン接種に関する提案の概要」と、提案にあたって工夫したことについて簡単にご紹介いただきたいと思います。金井課長よろしくお願ひします。

#### ○金井氏

ただいまご紹介いただきました長野県企画振興部総合政策課長の金井です。今日はよろしくお願ひします。

それでは本県が提案しました豚熱ワクチン接種に関する提案の概要と今年度の提案にあたって工夫したことをご紹介いたします。

長野県提出資料の2ページ目をご覧ください。平成30年9月に岐阜県の養豚農場で、国内で平成4年以来26年ぶりに豚熱が発生しました。これ以降、中部地方や関東地方の県を中心に発生が相次いだところです。こうした事態を受け、令和元年10月に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」が改正され、豚熱の感染リスクが高い地域での家畜伝染病予防法第6条によりワクチン接種が始まったところです。ワクチン接種については出生後50日から60日までの豚に対して1回接種を行う必要があります。本県では令和元年11月から現在まで、1農場当たり月2回から4回接種し、延べ1,134農場、約21万4千頭に対して接種を行いました。しかし、現状、防疫指針上、接種できるのが県の職員でかつ獣医師である「家畜防疫員」のみとされていたことから、家畜保健衛生所の負担が大幅に増え通常業務を圧迫するようになりました。このため本県では民間の獣医師を会計年度任用職員として任用し、家畜防疫員に任命して対応してきました。ところが、民間獣医師の人員確保と県職員への継続的な任用については、難しい問題が3つありました。

一つは勤務先の規則により兼業が認められない、もしくは手続きが煩雑であること。二つ目は、平日にワクチン接種を行う場合に勤務先の休暇を取る必要があること。そして三つ目は、国の負担金の対象外となり県が経費の全額を負担する必要があることでした。このため、家畜防疫員以外の民間獣医師であっても接種が可能となるよう、提案募集方式を活用して提案をさせていただいたところです。その結果、地方分権改革有識者会議、地方

分権改革推進室皆様のご努力と、何より農林水産省のご理解によりまして、今回国の防疫指針が改正される見込みであり、知事が認定した民間獣医師による接種が可能となる予定です。

続いて、資料の3ページをご覧ください。

今年度の提案にあたって工夫したことです。先ほども紹介していただきましたが、工夫①です。私ども総合政策課は全国知事会あるいは他の都道府県との連携・調整を行っている部署で今年度はそのネットワークを活用し、同様の課題を抱えている他の都道府県に、ぜひ共同提案しましょうと呼びかけることにしました。

今回提案した豚熱ワクチン接種に関しては、同じ課題を抱える関東地方知事会、中部圏知事会の構成県を中心に共同提案を呼びかけたところ、5県との共同提案が実現しました。

次に工夫②ですが、ただ今ご紹介した豚熱に関する提案ではありませんが、今年度にも本県の泰阜村が提案しました「郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和」については、市町村に関する事務を所管している市町村課と協力し、県内の市町村に共同提案を呼びかけたところです。

その結果、これまで提案を実施したことのない市町村を含む、9市町村と県との共同提案が実現しました。1つの自治体だけではなく複数の自治体ならば心強いですし、提案理由についてもいろいろな意見が出てくると思います。今後もこうした取組を継続していきたいと考えております。以上です。

○高橋氏

金井課長ありがとうございました。

続きまして、池田晃一 砥部町保険健康課長に冒頭発表をお願いしたいと思います。砥部町は、「国民健康保健における高額医療費支給申請手続きの簡素化に関する提案」で地方分権改革推進アワードを授与されたわけであり、提案募集方式の取組事例の紹介を兼ねまして、表彰を受けられた提案について簡単にご紹介いただきたいと思います。池田課長よろしく申し上げます。

○池田氏

愛媛県砥部町の池田と申します。よろしく申し上げます。

それでは本町の取組をお手元の資料でご説明します。資料の2ページをご覧ください。まず今回のテーマであります高額療養費ですが、この手続は最初に世帯主が保険者である砥部町へ申請を行っていただき、限度額を超えた分の医療費を保険者が払い戻すというものです。資料の下半分の1年間の支給件数をご覧ください。該当の手続となるのがグラフのオレンジの現金給付と書かれている部分ですが、年々増加傾向です。本町の場合、令和元年度では約2,000件の手続がございました。資料の3ページをご覧ください。高額療養

費の支給事務の流れです。ご覧のとおり、該当世帯への通知の作成から、世帯主が来庁して申請、その後、申請内容の確認などかなりの時間と手間を要するものです。砥部町の場合、これらの手続を行うにあたり1か月に約56時間を要します。

次のページをご覧ください。一方で国保に類似する制度である後期高齢者医療制度に関しては先ほどの手続はございません。初回のみ申請が必要ですが、資料のとおり、ほぼ自動的に支給されるものとなっております。

本町が着目した具体的な支障事例は次のページとなります。大きく2つ挙げており、一つ目は事務上の煩雑な点です。平成28年の他の自治体の提案によって、70歳から74歳までの高額療養費は、市町村の判断で申請手続を簡素化してよいとなりましたが、70歳という点がネックとなっていました。どのような点が問題になっていたかということ、まず①のとおり、高額療養費支給対象世帯に70歳未満の加入者がいないかどうかを確認する必要があります。世帯の中に70歳未満の方がいると簡素化の対象にならないからです。次に②のとおり、当初、簡素化となっても、年度の途中で70歳未満の国保加入者が新たに世帯に加入した場合、例えば会社員をしていた息子さんが会社を辞めて国保に入った場合、その時点で簡素化の対象となくなります。その場合、簡素化の対象となくなった旨の通知をする必要がありました。最後に③のとおり、世帯に70歳未満の国保加入者しかいない場合では、高額療養費の申請をしてくださいという勧奨を行う必要がございます。

もう一つの事例ですが、住民サイドの問題です。70歳未満の世帯主の場合は支給対象となる都度、申請を行う必要があります。例えば該当の世帯に対しては、わざわざ来庁してくださいという負担を強いることになっていました。

そこで本町の提案ですが、資料の6ページをご覧ください。この高額療養費支給の手続について、年齢制限を撤廃し、事務を簡素化できるようにしてほしいという内容です。つまり70歳から74歳のみではなく、全年齢を対象に簡素化できるようにしてほしいということであり、見込まれる効果は、申請に係る住民の負担軽減、申請事務に係る行政の負担軽減による事務の効率化、年齢によって事務手続が区分されないことによる住民の不公平感の払拭が挙げられます。以上が本町の提案です。

○高橋氏

池田課長ありがとうございました。2つの提案団体から大変参考になるご説明をいただきました。

続きまして、一般財団法人地域活性化センター メディアマーケティングマネージャーの畠田千鶴さんに冒頭発表をお願いしたいと思います。畠田さんにはご自身が所属されている地域活性化センターの活動と地方創生事業における提案募集方式の活用などについてご紹介いただきたいと思います。畠田さんよろしく申し上げます。

○畠田氏

ただいまご紹介いただきました地域活性化センターの畠田です。

本日提案募集方式についてお話をする前に、私のバックグラウンドを知っていただくため地域活性化センターのご案内をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

地域活性化センターは、今から 35 年前、1985 年に都道府県市区町村に会員に加入していただき、まちづくりの支援を目的に設立された団体です。オフィスは東京日本橋にございます。事業は 3 つの大きな柱があり、地域活性化情報の提供と調査研究、人づくりと研修交流、まちづくりへの助成支援です。また、2007 年には地方への移住を専門とする組織を設立しました。現在は一般社団法人移住・交流推進機構として活動をしています。

次に、地方分権改革と当センターの関りについてお話します。地域活性化においても地方分権改革は通底する重要なイシューです。当センターのデータベースの中にも地方分権改革の資料があり、興味深い内容もございます。2 ページ目ですが、2014 年の月刊誌「地域づくり」には第 1 回地方分権改革シンポジウムの報告がございます。また、2010 年には事例集「緑の分権改革」を発行しており、地域が主体となってエネルギー、文化、食料など地域の資源を活用した持続可能な社会の提案をしています。

改めて、提案募集方式の感想を述べさせていただきます。提案募集方式は、行政サービスや業務の効率化、簡素化などの問題解決に効果を上げていたと思います。また、地方創生やまちづくりの分野においても、もっと導入できるのではないかと思います。例えば、高橋先生から紹介のありました、貨客混載の事例は過疎地域のバスの運転手の人手不足解消、買い物困難な方の生活の足の確保に有効であり、加えて CO<sub>2</sub> の排出量削減や観光事業などへも効果を上げます。また、以前自治体が主催する移住体験ツアーが旅行業法上適切とはいえないとして、中止になったことがありました。過疎地域の人口規模の小さな自治体では、旅行業者に事業委託することは現実的ではないと思っていたところ、2017 年に観光庁の通知により一定のルールの下で実施が認められました。移住促進や都市と農村の交流を運営するうえで、位置づけが明確化され良かったです。また、農家民泊の規制緩和も評価できます。古民家の活用や移住された方の雇用の場の創出につながり、地域経済にインパクトを与えます。また、現在自治体では SDGs の取組が進められており、総合計画に組み込んでいる例もあります。今後、ゴールを達成するための阻害要因を解決する上で提案募集方式の導入は可能性があります。

○高橋氏

畠田さん、どうもありがとうございました。

地域活性化センターが、地域づくり・街づくりの中で我々と密接にかかわる形で重要な役割を担っておられることが確認できたと思います。例えば、センターの研修を受けられた方や事業の中でセンターとつながりを持った方とのネットワークを生かしていただく中で、我々の作業にもご協力いただく可能性が開けているのではないかと受け取らせていた

できました。

続きまして、株式会社スコラ・コンサルト 行政経営デザイナー、NPO法人自治体改善マネジメント研究会代表理事 元吉由紀子さんに冒頭発表をお願いしたいと思います。

「行政経営デザイナー」というのは、耳慣れない言葉だとは思いますが、時代最適の地域価値を創造し続ける行政組織を作ることを支援するお仕事だそうです。また、NPO法人自治体改善マネジメント研究会では、トップダウンの改革とボトムアップの改善活動を連携して、自治体の改善力を高める方法を提唱されているとのこと。元吉さんには、ご自身の行政経営デザイナー、あるいはNPO法人自治体改善マネジメント研究会の活動と、これらの活動の中で地方分権に結び付きそうな問題意識についてご紹介をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○元吉氏

受賞された皆様おめでとうございます。私どもスコラ・コンサルトは、企業風土改革を支援しております。1998年に『なぜ会社は変わらないのか』という本をきっかけに、地方分権を率先する三重県や横浜市の行政改革を支援するようになりました。私は、その直前に神戸で阪神淡路大震災の被災経験があり、公務員が地域でコーディネート機能を果たす重要性に気づき、企業変革で培ったプロセスデザインの方法論を自治体に役立てたいと思い活動するようになりました。

この20余年間に、自治体は段階を経て大きく変わってきたと思います。

2000年当時は、地方分権改革に積極的に取り組む自治体が、民間から学び取って独自の仕組みを開発し、次には、その仕組みを真似て導入する自治体が一気に全国に広がりました。しかし、10年ほど経過すると、改革がうまく進んでいる自治体とそうでない自治体ができ始めます。さらに進むと、改革を一時はうまく進めていた自治体でも、首長が代わり、停滞や後退をしているという声が聞こえてきました。

そこで、私は職員と、なぜうまくいかないのか、どうすればよりうまくいくのかを考え合う「自治体改善マネジメント研究会」を立ち上げて活動を始めました。

提案募集方式が始まった2014年は、分権改革の仕組みは整理されてきたものの、実態として徐々に格差が出てきた頃だと思います。これまでの提案状況を見ると、累計ベースでは着実に増えてきていると思いますが、中核市、一般市、町村と規模が小さくなるほど活用割合が少なくなっております。どうしてでしょうか。

理由としては、①提案募集方式を知らないことや、②既存の制度を運用するだけで手いっぱい、③問題に気づかない、④気づいても提案をつくり切れない、また、⑤提案実現した後の運用に自信がないなど、いろいろなことが考えられます。

私たちは、事前研究をする中で、自治体がよりよい地域へと改善し続けていくには、全国一律の事務を間違いなくこなすという「守り」の仕事だけでなく、それぞれのめざす姿に向けて地域独自の価値を創造する「攻め」の仕事があり、これらを連携した「二刀流の

組織」をつくる必要があると考えています。

前者はトップダウン、後者はボトムアップの進め方が必要で、職員に求められる能力も違います。うまくつなげていくには、組織マネジメントにもポイントがあります。3つご紹介します。

1つめは、気楽にまじめな話をする場づくりです。

誰しも自分一人だけでは問題に気づきにくいものです。「何かおかしいな」と思ったときに、「どうしたの？」と話を聞いてくれる人がいると、一緒に問題に気づき、改善策を考えやすくなります。肩ひじを張った会議より、気楽にまじめな話をするほうが相談しやすいものですね。

2つめは、地域のめざす姿を思いを持つ人の存在です。

問題を発見しても、通常はできない理由で終わりがちです。動き出すには「このまちをよりよくしたい」という内発的な思いが必要です。総合計画の基本構想にある「将来像」と自分の「仕事の目標」を結びつけて、熱く語れる人がどれぐらいいるでしょうか。

3つめは、立場を超えた仲間との連携と試行錯誤です。

めざす姿に思いを持つ人が、組織のあちこちにおいて、部署や役割を超えて関わり合うと、解決力は一気に高くなります。解決策がすぐに見つからなくても、オープンに仲間を増やしていけば、試行錯誤しながら前進していくことができます。

今回受賞された皆様も、部署や自治体を超えてとてもよい連携をされていたと伺っております。

地方分権改革の目的は、地域で住民サービスを向上させることにあります。それゆえ、提案募集方式でも、国が提案を実現した先に、自治体が独自の運用をして住民サービスを向上した成果までを見ていくことが重要だと思ようになりました。

特に、提案募集方式を未活用の自治体では、「提案を創る力」だけでなく、自治体その後独自に情報収集や改善をし、説明責任を果たしながら「住民サービスを向上する力」を発揮していくところでも格差が生じてくるのではないかと思います。今後はこのようなところもフォローしていただけると良いと思います。

○高橋氏

元吉さんありがとうございました。組織マネジメントの観点から積極的に分権提案が出てくる組織づくりの観点から、大変に参考となるものだったと思います。

また、私どもはどのような自治体が分権の成果を活用しているのか、提案団体だけではなく、ある自治体では提案が生かされていない現状があるかといったことや、さらには幅広く提案が活用されているのか、ということについても問題意識を持っています。そういう観点から令和2年2月19日の会議（注）においてですが、活用状況調査や運用状況調査などを実施していただいた結果に基づき議論したところでございます。ご提案をいただいた観点からこのような作業をさらに深掘して、そこから新しい活動の手がかりや原動力

を生み出すとっかかりにしていきたいと考えております。

(注) 第 40 回 地方分権改革有識者会議・第 105 回 提案募集検討専門部会 合同会議

(令和 2 年 2 月 19 日開催：<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigikaisai/kaigi40gijishidai.html> 資料 4-1 及び 4-2 などを参照下さい。)

それでは、ただいまの冒頭発表を踏まえ、「提案募集方式」の成果と更なる活用について討議を行いたいと思います。まずは、自治体の方々に支障事例を提案募集につなげるための自治体の取組や苦労された点などについてご説明をいただけないでしょうか。最初に長野県の金井課長いかがでしょうか。

○金井氏

提案募集に関する取組みあるいは課題の解決について発言させていただきます。

資料の 4 ページをご覧ください。職員が日頃感じている支障事例を提案につなげられるよう 2 つの取組を実施しております。1 つ目は、提案のタネの庁内募集です。反対から読むとネタあるいはアイデアの募集をすることです。最初から各部局に対して地方分権改革のための提案をしてくださいと募集するのではなく、日ごろ業務を進めるうえで疑問に思っているちょっとしたことを愚痴を言うつもりで出してくれという考え方です。方法としては電子申請システムを利用して入力フォームで入力しますが、入力する内容も簡単なものとしており気軽にできると思っております。些細なことと思われるタネも、一旦は受け取った上で、中には大きな分権の花を咲かせるようなものが出てくるかもしれないという思いで大事に育てるようにして提案につなげていく考え方でやっております。平成 30 年の提案募集以降、これまでに 4 年にわたり実施しています。応募件数自体はそんなに多くありませんが、毎年提案に結びつくタネが寄せられております。

2 つ目は、他の自治体も取り組んでいると思いますが、内閣府のご協力で派遣いただく講師による研修会を毎年実施しています。県職員のみならず市町村職員も対象として、平成 29 年度から実施してきましたが、過去に受講した職員から提案がなされるなど、確実に提案募集方式のすそ野を広げるのに役に立っていると感じています。

今後の課題は資料の 5 ページをご覧ください。考えているものとして 2 つ申し上げます。1 つ目は、現状への疑問を制度改善につなげられる、提案型の職員を自治体組織がいかに育成するかということです。自治体職員は法令に決められたことや過去の先例にならぬ卒なくこなすということが多いです。よろしくないことは重々承知ですが、疑問があっても決められていることに従ってしまうという習性があるところですが、先程説明した提案のタネ募集や内閣府の協力をいただいている研修会の実施等を通じて意識の変化が現れてきていると考えます。

さらに、マインドを少しずつ変えていくためには、提案募集方式で提案が実現し我々の仕事の改善につながったことを職員が知り、実感することが必要だと思っております。職



員研修を充実していくことを考えておりますが、提案募集制度をしっかりと成果が上がるようにしていただければ更にマインドも上がると考えており、高橋先生はじめ地方分権改革に関わる皆様には、引き続き地方のためにご協力いただければと考えております。

2つ目は、自治体組織の外の環境、土壌をいかに作るか。職員の提案力が上がり提案募集方式を最大限活用したとしても越えられない壁があります。これは国が作る様々な制度です。今回のコロナ禍を見ると、都道府県知事と国が全国知事会などを通じて頻繁に協議を行い、様々変わる状況に対応してきた状況です。国民の命に関わる状況ですので、地方の意見もかなり取り入れられたと思っております。有識者の中には、戦後地方分権が最も進んだ状況と言う人もいたと思っております。地方分権に向けては、全国知事会でも地方分権改革の推進に向けた研究会を設置し地方分権改革を次のステージに進めるため、従うべき基準の原則参酌化、過剰、過密な法令の統廃合、高橋先生からもお話にありました、計画策定義務の見直しなどの論点で議論を行っており、目指すべき方向性を報告書にまとめたところですので。いずれも地方が自主的な政策立案をしようとする際に、その発想を縛るものであると思っており、それをいかに減らしていけるかが今後の地方分権改革を進める上での鍵になると思っております。

併せて、例えば国と地方の協議の場に分野別の分科会を設置するなど、国と地方が率直に意見交換しながら施策を実施していくような場所があると、地方からもどんどんと国に意見を言えるような環境ができてくるのではないかと考えております。

○高橋氏

金井課長、ありがとうございます。

次に、砥部町の池田課長からも支障事例を提案募集につなげるための自治体の取組や苦勞された点などについてご説明をいただきたいと思っております。なお、池田課長は通常業務で市民と接する中で支障事例を把握し、それを分権担当課と協力して提案募集方式により内閣府へ提案を行い、そして実現されたと伺っております。そこで住民との窓口対応や分権担当課との連携についてもお触れ頂きたいと思っております。

○池田氏

本町の取組状況ですが、発端は長野県さんと同様に研修です。平成 29 年に開催された愛媛県主催の提案募集方式の研修会に参加したことで、初めて本町単独の提案に繋がりました。この提案を継続して取り組んでいくためには町職員向けに研修会を開催することが重要だと考え、内閣府地方分権改革推進室に協力をいただき、平成 30 年度から継続して研修会を開催しております。

今回の提案については、令和元年度に実施した研修会から提案された内容です。しかし、まだまだ認知が足りなく、すべての職員に提案募集方式の周知ができていないことが課題です。今後どのように周知していくかを検討しております。なお、今年度については

コロナ禍のため研修会の実施はできませんでした。そのため、職員に対する周知のために、チラシを作成・配布するとともに提案募集も実施しましたが、支障事例が少ない状況で、今後、支障事例の掘り起こしを行うことが課題です。

また、今回の提案に繋がった支障事例の背景として、住民の声がありました。保険健康課に来られた住民の方で高額療養費の手続をしたいという方からご相談があり、「毎月窓口に行って申請するのが大変なので何か良い方法はないか」という相談が少なくありませんでした。特に高齢者の方の場合、毎月申請をすることが多いため、交通費の負担も問題になっていました。とはいえ、70歳以上の被保険者世帯のみに認められた簡素化でしたので、ご説明したとおり、住民の不公平感や混乱、業務負担の増加が懸念でした。この度、職員から本事例が提案されたので、絶好のタイミングと思い、今回の提案に繋がったものです。

○高橋氏

池田課長、ありがとうございました。

次に、このような自治体の取組みや「提案募集方式」についてのご意見や感想をお聞きしたいと思います。畠田さんいかがでしょうか。

○畠田氏

長野県、砥部町の取組やご苦労についてお聞きし、あらためて感想を述べさせていただきます。

提案募集方式は課題解決をするだけでなく、自治体職員の人材育成やイノベーションにもつながっていると思いました。また、自治体内での情報共有が必ずしもうまくいっていないと感じました。今後地域の課題を掘り起こしていくには、住民の方の声を聴くのが重要ではないかと思います。住民のキーパーソンの力を借りたり、住民組織の方々と勉強会をすることなども一つの方法ではないかと考えます。

関係人口という言葉が最近よく使われます。地域外のサポーターで専門知識を持っている方からヒントをいただくのも一つの手段ではないかと思います。

このような多様なアクターの方が参加できるようにするには、まず制度の認知度を上げていくことが重要です。提案募集方式は数多くの事例がデータベース化されカテゴライズされているため、共通の課題を持つ地域の方には貴重な情報源となります。今後もいろいろな方法で有用性をPRしていく必要があると思います。先ほど内閣府で研修を開催されているとお伺いしましたが、すごく良い取り組みです。住民参加でも何かできれば望ましいです。

提案募集方式について、今後は導入を検討しようとする地域のために、より分かりやすい制度の解説や成功事例をIT技術のフル活用によって情報発信することが重要だと考えます。地域活性化センターでよく行う方法ですが、動画を活用したり、アニメで紹介をし

たり、フローチャートを作ったりしています。また、地方においても参加ができるオンラインセミナーの実施などを工夫されることを期待いたします。

○高橋氏

畠田さん、どうもありがとうございました。

それでは、元吉さんからも自治体の取組みや「提案募集方式」についてのご意見や感想をお聞きしたいと思います。

○元吉氏

新型コロナウイルスの感染拡大や地震や台風などの災害時には、ボトムアップで情報共有と提案をし、それを受けて新しい制度や方針ができ、トップダウンで降ろしていくということが、益々高度に高速に求められていると思います。自治体では、さらに、少子高齢化や人口減少に対する地方創生の取組もしなければいけません。提案募集方式でこれまで培ってこられた改善力が多方面で生きていていると感じています。

また、with コロナの環境下では、デジタル化が一気に進みました。今後効率化が進んできますと、自治体格差がある程度小さくなると思っております。ただし、分権の先にあるAIを活用したスマートシティや Society5.0 の取組があり、自治体ごとの変化対応力によって左右されることが多く、一方で格差が大きくなる懸念もございます。

そこで、改善を進めるマネジメントのポイントも、日々革新を進めるようなポイントへとバージョンアップをする必要があると思っております。

例えば、一つめは、場や媒体を活用した課題創出です。

三密を避けるためにリアルでのコミュニケーションはままならなくなっていますが、オンラインによるコミュニケーションは多用されるようになってきました。今後、自治体職員には、リアルな場とソーシャルメディアなど多様な媒体を活用して情報の量と質を高め、課題創出していくことが期待されています。

二つめは、地域外との連携による試行錯誤です。

地域の課題の解決には、広域で、産官学金労言士など多様な主体と連携することが、費用の最小化と効果の最大化につながってきます。小規模自治体が活路を見出すには、いかに外と連携できるかが、課題となるでしょう。

三つめは、地域の戦略を推進するリーダーの存在です。

DX もスマートシティも動かしていくのは人です。地域では、人材の質が将来を左右すると言えるかもしれません。地域のめざす姿に向けた戦略は、情熱をかけて推進するリーダーが、周りを巻き込む力が大きいほど実現度は高まってきます。

これらを鑑みると、多くの自治体でリソースに限界が生じてくると懸念されます。提案募集方式においても、自治体のリソースをどのようにカバーするのが課題になってくると思います。

一つには、国が進めるデジタル化や業務標準化の動きに連動し、複数の制度をできるだけ統合するような「統合型の提案」を省庁と自治体がチームとなって協創してはいかがでしょうか。内閣府は、既にコーディネート機能を果たしていると思います。

もう一つは、自治体が果たす「住民サービスの向上力についての支援」です。私は、自治体で改善発表会などに呼ばれることがあります。昨今では、住民とともに取り組んだコラボレーション事例を住民とともに発表する例があります。地域の課題を自分たちで解決する自治力が地域で益々高まってきていると感じます。提案募集方式の授賞も、「提案」を授賞するだけでなく、「住民サービス向上の結果」を対象にできれば、地方分権から地方創生へのつながりが、国民にもより理解されやすくなってくると考えます。

各自治体が、地域のめざす姿に向けて戦略を明確にすれば、国の制度をただ活用するだけでなく自治体独自の運用を加えて住民サービスを向上していく「二刀流の実践」ができるものと、これから益々楽しみになっています。

#### ○高橋氏

元吉さん、どうもありがとうございました。

今までのパネリストの皆さん、異口同音に外に出て市民の皆様としっかり連携をすること、自治体の中で風通しが良い組織を作り、自ら考えて積極的に提案し、上司はそれを積極的に受け止め、それを積極的な分権提案につなげていく組織作りが必要だと、実体験を踏まえてご紹介をいただきました。どうもありがとうございました。

まだまだご意見を伺いたいところですが、まとめに入らせていただきます。

これまでの議論を通じ提案募集方式についての理解は深まってきたと思います。繰り返しになりますが、地方分権改革「提案募集方式」は、市民の声で国の仕組みを変えるという有意義な制度と受け止めております。また、長野県の金井課長の話で詳しくご紹介がありましたが、提案募集方式は、市民の声を受けて自治体の職員が自らの仕事のやり方を地域の実情に即して見直し、考え、成長していくといった貴重な機会を与えてくれる制度だと考えます。

時代や地域の必要に応じて制度を変えることでできるかもしれないということを理解いただき、今後、「提案募集方式」を活用していただきたいと思います。

本日はお忙しい中4人のパネリストの皆様にご参集いただき、活発な議論を展開することができました。ご協力誠にありがとうございます。これでパネルディスカッションを終了したいと思います。

#### ○司会

高橋先生、パネリストの皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして「地方分権改革シンポジウム～私たちの声で国の仕組みが変わる『提案募集方式』～」を終了させていただきます。